

## 溶融施設工場棟二酸化炭素消火設備修繕仕様書

本仕様書は、秋田市（以下「本市」という。）が発注する溶融施設工場棟二酸化炭素消火設備修繕（以下「本修繕」という。）に適用する。

### 1 修繕概要

平成25年11月26日付け、総務省消防庁告示第19号により、不活性ガス消火設備等（以下「消火設備」という。）に使用されている貯蔵容器、加圧用ガス容器、起動用ガス容器の、容器弁の点検基準が見直しされたことに伴い、秋田市総合環境センター（以下「センター」という。）溶融施設工場棟における、二酸化炭素消火設備の当該容器が耐用年数を迎えることから、更新修繕を行うものである。

2 履行場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内  
秋田市総合環境センター 溶融施設工場棟

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年9月12日まで

### 4 修繕内容

(1) 以下の容器交換を行うこと。

ア 品名：二酸化炭素貯蔵容器（容器弁付）

容量：45kg／68 L

数量：4本

イ 品名：二酸化炭素起動容器

容量：1 kg／2.1 L

数量：6本

(2) 既設容器点検期日（令和7年8月28日）までに容器交換を行うこと。

(3) 動作確認および試験調整を行うこと。

(4) 消防検査申請および検査立会い、対応を行うこと。

(5) 既設容器の回収処分を適切に行うこと。

## 5 部品・材料等

使用部品・材料等は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ、全て新品とし、日本産業規格（J I S）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

## 6 提出書類

### (1) 修繕着工前

受注者は、本修繕の着工前に作業工程表を提出すること。

### (2) 修繕完了時

受注者は、本修繕が終了したときは、次の書類（原則としてA4判とする。）を提出するものとする。

ア 修繕完成届	1部
イ 修繕写真帳	2部
ウ その他必要書類	

## 7 経費負担

(1) 施工上必要な器具、工具、測定器、消耗品等は、受注者の負担とする。

(2) 本修繕に必要なとする水道、電気等のユーティリティ費用は、本市が支給するものとする。

(3) 本修繕の施工に伴い、既存設備等に損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに必要な応急措置を講じ、受注者の負担で速やかに復旧すること。また第三者に損害を及ぼしたときは、受注者はその賠償に要する費用を負担しなければならない。

## 8 事前準備

受注者は、契約締結後、早期に監督員と打合せを行うとともに、必用に応じて現地の状況、関連設備その他について綿密に調査を行い、修繕内容を十分把握してから着手すること。

## 9 安全管理

(1) 本修繕実施の際は、常に細心の注意を払い、関係法令を遵守し、作業員等の安全を図るものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

(2) 本修繕施工中は、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。また、作業場所の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な処置を講ずること。

(3) 修繕範囲外の機器および工作物に近接して作業する場合は、あらかじめ保安上必要な措置又は養生を行うこと。

- (4) 受注者は、作業が周囲にいる職員および作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、危害又は損害を与えないように万全な安全措置を講じ安全確保に努めること。
- (5) 受注者は、廃棄物、用役等の搬入・搬出、その他用務でセンター構内を通行する車両の安全確保に十分配慮すること。

## 10 現場管理

- (1) 受注者は、当該設備の機能保全と安全確保のため、専門知識を有する技術者および有資格者を派遣し、本修繕に従事させるものとする。
- (2) 本修繕の施工に当たっては、労働安全衛生法および関係法令を遵守するものとする。
- (3) 本修繕の作業時間は、午前8時30分から午後5時までを原則とし、発注者の業務遂行に支障があるとき、又は工程の都合上やむなく午後5時を過ぎる作業が必要なときは、監督員と協議の上、許可を得て、他の時間帯に行うものとする。
- (4) 監督員に対して、作業開始前に当日の作業内容の報告を行うとともに、作業終了時には、作業終了と当日の作業実績の報告を口頭にて行うこと。

## 11 協議事項

この仕様書に規定していない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて本市、受注者双方協議の上、定めるものとする。